

平成27年第1回平取町議会定例会（開会 午前9時30分）

議長

皆さん、おはようございます。ただいまより本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行いません。会議録署名議員は、会議規則122条の規定によって5番貝澤議員、8番山田議員を指名します。

日程第2、一般質問を行いません。各議員からの質問事項はお手元に配布したとおりであります。この順序により指名します。9番藤澤議員を指名します。

9番藤澤議員。

9番
藤澤議員

9番藤澤です。町政執行方針と予算の配分、事業内容については、ほぼ健全と
いいですか、限りのある財源の中で苦心をされて作ったなという感じで受けと
めさせていただきました。後にもふれますけれども、この健全財政と申します
かあるいは、ある意味では、緊縮財政というのかもしれない。これについて
は、例えば、後でふれますけれども雇用の関係でふれますけれども、びらとり温
泉に事業費をいく分かけた。あるいは、来年度に向けて、病院建設など、大
きな出費が伴うということで、あえてこの27年度についてはこういう予算配
分になったのかなと、いろいろ思いをめぐらしながら、後半の今日からの議会
に臨んだわけでありまして。今年についても、平取ダムの事業、建設業者が決ま
ったようでありまして、聞くところによりますと、大方の建設に携わる方々が
平取町に住所をおきながら、この4年5年という建設期間をすごしていただ
けるということでございますので、10月10日の国勢調査には、その分が上乗
せされるのかなと。これも大きな企業誘致の一つだと思っております。昨年の温泉、そ
して言った今年の移入者、流入者というんですかね、工事に関わる、平取町に
入ってくる方、そして次年度に向けた病院等の建設ということで、昨日、今日、
明日と、ある意味ではつながって順調につながってきたのかなというふうにも
考えるところであります。この私の一般質問の町政執行方針には四つに区切っ
て通告をしております。この一つ目にですね、執行方針の28ページにもあり
ますように、子育て支援関係ですね。実は、昨年12月にも、類似した質問
を行っており、果たしてこの質問が重複するのではないのかなという懸念を持
ちながら、通告をいたしたわけですが、昨年申し上げたように国のほうで人口
減少に関わる政策というのが重要視されておまして、または、年前にも北海
道においても、企業誘致はもちろんのことでありますが、この人口減少問題、
そして学校、子育て支援、というかたちで国も北海道も、この人口減少子育て
関係については、まさに、上位から1か2番目の大きな課題として、新聞、テ
レビ等ニュースで見受けるわけでありまして。ここでひとつ本論に入る前にで
すね、この地方創生担当大臣というんですか、担当省というんですか。この確か
去年だと思えますけれども、石破担当大臣、頑張るところには頑張る自治体には、
そして良いアイデアを出した自治体には予算を出すんだと言っておりました

が、今年になって安倍総理も同じように、アイデアを持って元気に頑張る自治体を助けるんだと、いうことを明言しておりますので、まずこの地方創生と、それからまち・ひと・しごと創生総合戦略、ちょっと理解できていない部分があるので、この部分を担当課長にお伺いしたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

それではお答えさせていただきます。今ご質問にありました地方創生に関連する法案、まち・ひと・しごと創生法が昨年11月に施行されたというところまでございまして、これは地方創生ということで、安倍内閣の肝煎りというところまで、位置づけをされているというところまでございまして、この法令そのものの目的をちょっと朗読をさせていただきたいと存じますけれども、この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住み良い環境を確保して、将来にわたって、活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することを目的とする、というような内容になっているというところまでございまして、それです、今後の地域創生の推進ということで、国の取り組みといたしましては、国自体が長期ビジョンを策定いたしまして、それに基づいた総合戦略を立てていくということになっておりまして、今のご質問の中にありました子育て支援というのも非常に大きな基本目標の一つになっているところまでございまして、それをおおむね5年程度かけて実証していくということにしておりまして、国の長期ビジョンを受けて地方版の総合戦略を都道府県、市町村も立てるといようなことになってございまして、情報支援、財政支援、人的支援もですね、国が補償するといようなことになっておりますので、その辺で人口ビジョンとあわせて総合戦略を策定して、それにのっとってやるということになっておりまして、先週の議会でも説明いたしました補正予算が既に先行型として来てございまして、27年度中に地方版の総合戦略を立てて、今後5年間、子育て支援ももちろんその中に盛り込むということになりますけれども、そういった中でやっていくといようなことになっておりまして、国も予算規模で言いますと、平成27年だけで関連予算を1.3兆円程度用意しているというところまでございまして、非常に国としても力を入れてやっていくといような方向性を示しておりますので、これにのっとった、私どもも総合的な戦略を形成していくということになろうかと思っております。以上です。

議長

藤澤議員。

9 番
藤澤議員

藤澤です。国のほうから目次を出して、中身の文章、ストーリー物語については自治体が出しなさいというような感じで、おそらく大きな方向づけとしては三つか四つぐらいに絞られてくるんだろうというふうに思っております。そういう意味では、まだまだ自治体のアイデアを出すには、早急にもいかないし、これからせめて半年中にはという、そんなスパンかなとも思うわけであります。それについてですね、この地方創生の中で一番に取り上げてるところの企業誘致の次に来ている子育て支援について、でございますが、実はもう皆さん全員に配ればよかったと思うんですが、川上町長が取り組んだ事業について、平成20年から26年の大まかな事業を抽出してまいりました。そして、川上町長にもお見せして、間違いはないですかねということで、大まかに拾ってみましたら実は毎年、五つ六つの新事業、例えば20年については、三つでございますか。アイヌの伝統的空間イオル再生事業実施、町民とのひざ・びらとりの実施、町有林枝払い冬期雇用事業。21年には子育て支援医療費助成事業、町民税1%まちづくり事業、介護保険料引き下げ、これは3400円から3千円になっております。放課後子ども教室、全部読み上げたら時間が足りませんので読み上げませんが、子どもを育てるに当たっての関連にあるものだけを読み上げますと、このほかにプレミアム商品券も家計費にずいぶんありがたいものがありますし、高齢者福祉灯油、これは別ですかね。あと荷負小学校、貫気別へ統合、あるいは平取もそうではありますが、越してきた荷負の駐在さんは、3人のお子様がおられまして、何を感心されてありがたいかと聞いてみたら、玄関先から学校の校門まで送っていただける。こんなありがたいことはない。大変喜んでおり、考えてもみなかったありがたいことだと、今でも感謝をしております。あと、厚生部門ではやはりびらとり温泉のオープンもそうでありましょう。また、さわやか赤ちゃん誕生祝い、そして国保病院の循環器あるいは皮膚科、そして、治療費の中学生までですか医療費関係、まだまだあるんですが、保育料の引き下げ等まだまだあるんですが、数えてみますと、20年からこのかた、平取町長は、新規事業を50ぐらいやってるんですね。今、子育て支援にかかわるものだけを取り上げましたが、このほかにそれでは、藤澤議員はこのほかに何を求めているんだということになるかと思うんですが、まさにこれだけ重複しながら、子育てにかかわる支援対策をやっていただいているということになれば、精いっぱいやっていただいているということで、これ以上を求められると乾いたタオルをさらに絞るのかと、お叱りを受けるかもしれません、いずれにしても大きな自治体のまさに存亡にかかわる大きな問題でございますので、12月議会にもお伺いをいたしました。執行方針を発表するに当たってこの問題に対する考え方の一端をお伺いしたいと思います。

議長

町長。

町長

それではご答弁申し上げます。今、るる少子化対策の関係について、お話がご

ございましたけれども、私としてはまだまだ、十分ではないというふうに考えておりますので、さらに助成をしていかなければならないというふうに思っておりますが、一連のお話を申し上げたいと思いますけれども、国では27年度中に国、道、市町村の連携のもとに国と地方における人口減少ビジョン総合戦略を樹立することになってございます。その中で、少子化対策等の事業等の具体的な施策を明確化されることになってございますので、現在第6次の10か年の総合計画を策定中でありまして、あわせて取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。藤澤議員がご指摘のとおり、人口減少対策については、平取町をはじめ多くの町村にとって待ったなしの課題でございます。先日の国会での施政方針演説でも、安倍首相は地方にこそチャンスがある。地方こそ成長の主役である。熱意ある地方の創意工夫を全力で応援すると述べております。私どもの町としても、国、道と連携しながら、地方創生に向けた検討を推進していかなければならないというふうに考えてございます。しかし国はアベノミクスの経済対策に次ぐ2枚看板の一つということで、地方創生に力を入れる反面、財務省は地方交付税を大幅に削減をしてきております。人口減少対策を食い止めるためには、今必要なのは、市町村の税収不足を補う地方交付税の充実、また人口減少対策に使える、幅広い税源移譲というふうに考えてございます。これまで平取町としても人口減少歯止め対策をはじめ、少子化対策については先ほどご質問の中にもありましたとおり、いち早く取り組んでおり、一定程度の効果は出ているものの、歯止めまでには至っていないのが現状でございます。そういったことから、これまでやってきた事業の検証をしっかりとしながら、国の指導ではなく、平取町のオンリーワンの施策が重要と考えてございます。そのためにも、今後町が強化していかなければならないのは、何より大事なものは、若者が夢と希望を持って働くことができる、安定的な雇用の場の確保が大切と考えています。また結婚したい、子どもを持ちたいという若い世代の希望がかなうような環境をこれまで以上に整えることではないかというふうに考えております。雇用が安定せず、結婚や出産に踏み切れない若者も多いかと思えます。また、経済的な負担が重くなりやすい多くの子どもを抱える世帯への支援等々もしっかりと今後考える必要があるというふうに考えております。そういったことから、今年12月までに平取町の新しい総合計画を樹立する予定でございますので、平取らしい人口ビジョン、総合戦略を含めながら策定し、国の支援等を有効に活用できるように国の動きを注視してまいりたいというふうに考えておりますので答弁いたします。

議長

藤澤議員。

9番
藤澤議員

藤澤です。当然のことながら、つい最近の新聞にも、道内で将来30年あるいは40年頃には、179でしたか、北海道の自治体が3分の1になるだろう。こういうことを読みますと、公の新聞がここまで出されますと、わが町のこと

のように心配するところでもあります。今のご答弁をもって1番目は終わるわけですけれども、2番目といたしまして、執行方針にありました雇用対策、これはいろんな雇用の場があって、一概にはこれとこれとこうであるということにはならないわけでありまして、私はこの執行方針の中の雇用対策について、これを取り上げたわけでもあります。と申しますのは、先ほど読み上げました町有林の枝払い冬季雇用事業、これについてはもう皆さんが、従事された方々にお聞きしているだろうと思いますが、どんなところにこの寒いときにどんなところに連れていかれるのかなと、おっかなびっくり行ったところが、大変作業内容も作業時間も配慮されたなかで、年前には稼いだ分が孫の小遣いにもなるんだと大変喜んでおりました。ところが、次年度、さらに次年度になりますと応募者が多すぎて目減りしてしまったと。私もこの冬でしたかね、正月でしたか、自分ももう山に行くんだと申し上げましたら、いやいや増えたら困るんだと。おれたち先にやってるやつ残してあんたがた新しいのは入らないでくれと笑いながら言うておりましたが、いや隣のじいさんも、いやうちの親戚も行きたいんだという声が多いわけでもあります。たまたま農協からも、大きな面積で山林を譲り受けましたが、私が言うまでもなく、山は手入れをすればするほど見返りがあるんだということとございますから、今の枝打ち、20年から始まった枝打ち作業についても年々伐採、枝打ちがされて、果実が膨らんでいるんだろうと。今行っているものについては子、孫がその果実を回収、収穫するんであるなという、林業に関しては、親子2代3代にわたる壮大な事業ということとありますので、まあ私現有の町有林ももちろんのこととありますが、この農協から寄贈を受けた山林、山の姿、林相はまだ見ておらないので一概と言えませんが、おそらく収穫伐期には相当早い、若い山林、あるいは年寄った山林のかなというふうにも思ひまして、回収のつく、ある程度回収のつく事業とございますから、この枝打ち作業も、大きく言うならば、今の1千万を2千万程度にして、もっともっと木の育成に、そしてお年寄り、私たちに働く場をいただいでですね、その運動、快い汗のもとに、健康を維持して、あるいは健康を回復して、病院に行く回数も減るといふ、三重の喜びに浴していただきたいなと、浴したいなとそういうふうにしてこの執行方針の雇用対策をこの枝打ち作業に問題を求めたわけでもありますので、町長のお考えを伺います。

議長

産業課長。

産業課長

それでは質問にお答えしたいと思います。平取町では、地域雇用創出基金事業といたしまして、冬季間における町内の雇用対策の充実を図るために、町有林の枝打ち、ツル切り、枝条巻き等の作業を事業料1千万円で議員おっしゃるとおり、平成20年から実施してきているところでございます。現在の基金事業としましては、平成27年度まで実施する計画となっております。ほかの市町村においても実施の例を見ない、平取町独自の事業であり、大変評価を得てい

るところでございます。継続実施の要望も多くあるところでもあります。平成20年度には24名の応募があり、平均年齢が59.8歳、1人当たりの収入といたしましては15万円程度ということでございました。年々応募者も増え、その後31名、42名、59名、今年度26年度につきましては70名という多くの町民の方がこの事業を利用しているというかたちでございます。ただし、平均年齢のほうもかなり上がってきているということで、今年は61.6歳まで平均年齢が上がっているようなかたちになってございます。最高齢の方は82歳、若い方で24歳ということで、1人当たりの収入につきましても、当初15万円程度ということでございましたけれども、今年度につきましては9万円ほどというようなかたちになってございます。年齢が高くなりますと事故等の心配もございまして、山林内の仕事ということで、平らな場所ばかりではありませんので、また1日でこなす仕事量などで年齢により、差が出てきたりするというところで、現在は1日単価9千円という賃金になっているところでございますけれども、その部分でも事業を行なう面で難しい問題が出てきている状況であります。また緊急雇用創出事業のねらいといたしましては、冬季間仕事なくなる方を対象に、春までのつなぎとして考えていたわけでありましてけれども、現在では12か月仕事がない方、つまり、高齢などでリタイアされた方も現状多く来ているところがございます。その辺も、整理すると言ってもなかなか難しい状況でございます。平成28年度以降につきましては現状白紙の状態ではございますけれども、継続の要望も多いことから次の総合計画を策定するなかで、町民の方々の意見、議会の意見を聞きながら協議をしていきたいと考えております。また国の地方創生政策の中で対応していけるメニューが出てまいりましたら、積極的に活用していきたいというふうに考えてございます。現在町有林、農協より寄付のありました山林を含めて、その施業につきましては平取町森林整備計画及び森林経営計画に基づき、40年おくれるカラマツを中心として人工林を計画的に毎年30ヘクタール、皆伐を行いまして、皆伐、植え付け、下刈り、除伐、間伐の施業を繰り返す循環型経営というのを平成25年度から実施をしてきております。27年度以降についても、その計画に沿いまして実施をしていく予定となっております。枝打ち作業等につきましても、その中に含めて実施をしてまいりますので、林齢などを考慮し、適期に実施をするというかたちになりますので、なかなか予算規模を議員おっしゃるとおり倍増してということにつきましては、難しい状況にあると考えますけれども、議員の提案も十分考慮しながら対応していきたいというふうに考えております。また、その他の作業ということになりますと、チェーンソーを使ったり、専門的な作業となるために安全面を考慮いたしますと、緊急雇用的に集めた人員により実施するのは大変難しい状況でありますとともに、町有林の経営計画につきましては現在の軌道に乗ってきているところでありまして、町内民間業者や森林組合にありましては計画的な事業の発注があることによりまして、うまく回りだしているというような認識をしているところがございます。短期の

雇用拡大という意味で実施をするということであれば現在実施をしている冬季間の枝打ち等の事業が適当と考えているところでございます。農協より寄付のありました山林につきましては、543ヘクタールのうち平取町内の山林が315ヘクタールあまり、日高町の所在になります山林につきましては228ヘクタールほどございます。そのうち天然林につきましては427ヘクタール、人工林は107ヘクタールとなっております、そのうち人工林の42ヘクタールの立木につきましては、農協が処分をすることとなっておりますので、すぐに活用というふうにはなりませんけれども、この山林につきましても、今後町有林経営計画に組み込みまして、整備を図っていく予定でございます。平成26年度の補正予算による地域消費喚起生活支援型地域創生先行型事業につきましては、既に補正予算の議決をいただいておりますので、今後国のほうから示される、地方からの優れた事業に対する支援等を注視しながら、平取町経済の活性化につながる事業を検討してまいりたいと思っております。

議長

藤澤議員。

9番

藤澤議員

藤澤です。おおまか理解をしたところでありますが、今年この冬に入ってから、これは道東の話であります。林業作業中に熊が出たと、これはやはり、奥地へ入って熊の生活圏内にやはり入ってしまったのかなと、何とも言えない事故がありました。こういう面についても当然、配慮されてると思いますが、これから先も、言い方を変えれば、この事業は、今の1千万程度で長くやるのか、あるいは、2千万、3千万にして、途中でやめてしまうのかという議論もあるかと思っておりますけれども、可能な範囲でできるだけ長くというのが、本筋なのかなとそういうふうには思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長

町長。

町長

ただいま産業課長からお話ございましたので、多少重複するかと思っておりますけれども、現在実施している緊急雇用対策については、夏場は仕事があっても冬場に仕事が切れる、主には季節的な雇用の方々を対象にしながら、少しでも生活安定してもらおうと進めてきているところでございます。働いている方々は冬場に仕事がないなかで、町の財産である町有林の手入れをしながら、働くことができることは大変ありがたいと感謝の声も届いているところでございます。しかし議員がご指摘のとおり、最近応募の数も増えまして、働ける日数も目減りしてきている状況にございまして、増やしてほしいという声もございます。本年度も1千万円の予算措置を計上しているところでございますが、これを倍にするというのは、現在の財政状況からいっても大変難しいのかなというふうにご考えてございまして、私としてもできるだけ長く継続していくことが重要と考えてございますので、現状維持できればいいなというふうに、維持の1

千万の予算措置のなかで長くこれが事業として取り組めれば良いというふうに考えておりますが、藤澤議員の意見も十分留意しながら今後の取り組みについて、新しい計画作りのなかでも十分議論をしていただきながら、考えていきたいというふうに思いますので、ご理解を願いたいと思います。

議長

藤澤議員。

9 番
藤澤議員

藤澤です。それでは、3番目に入っていきたいと思います。執行方針の中で24ページに沙流川総合開発事業に係る水資源地域推進ということですが、この本論についてここからめるのがいいのかどうかは、お許しをいただきましてですね、道道638号線振内宿志別線、言うところの振内豊糠線、これについてはもう過去古くから要請がございまして、途中まで改良舗装されたということですが、その後曲がりくねった山道ということで、豊糠あるいは、幌尻岳に向かうお客さんの一部には山道の雰囲気非常に良いと、登山道に向かうにふさわしいなというお客さんも実はいるんですが、やはり一番に考えるのは住民の足ということで、やはり桂峠から豊糠方面に向かっての道路は改良が必要であろうと。聞くところによりますと、台風、言うならば風雨、降雪、大雪ですね、の関係で、一時自宅へ帰れないこともあるんだということも聞いております。おかげさまで貫気別からの流入については、平取ダムの関係で相当な整備がされた、そして、ダムから宿主別大橋ですか、から豊糠の町の中までの道路が今整備されつつあるということで、これは近い将来すんなりと入ることができる。先ほど申し上げた、振内豊糠線、これについては当時から保安林という指定でございましてなかなか解除は難しいということで、改良工事が止まったと聞いております。しかしながら、もう既にその聞いたときから10数年20年ですか。今も法令どおり考えていくと保安林解除にはならないんだろうと思いますけれども、逆にですね先ほど申し上げた豊糠地区の特殊性、まず平取ダムの工事がこれから向こう5年あるいは延びても7年という壮大な事業が始まるということと、幌尻岳のいわゆる登山に対するベースキャンプ的な意味合いを持たすなり、その保安林解除に少しでも傾いてくれるような、アピールの仕方というのはいないものなのかなと。また、その中の一つとして、当然災害時、あるいは、ある意味の有事の際には、振内、貫気別と避難する、あるいは車で往来することについては、大きく安全に寄与するものだと考えておりますし、特に想定されるおまつり等については、すずらんまつり、おまつり等についても、一方通行が楽々と曲がりくねった道を通り、通過できるという、そういうメリットもありますので、何とか保安林解除を含めたなかで、改良舗装工事がなされるよう、強く求めるものであります。お考えを伺います。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

お答え申し上げます。ご質問の振内豊糠間、道道宿志別振内停車場線の改良というところでございますけれども、本路線につきましては延長が12.5キロ、このうち振内側国道を起点といたしまして、6キロがすでに改良済みというところでございます。12.5キロのうち、ダム関連整備が2290メートル、うち豊糠橋が今さかんに建設をしておりますけれども、559メートルとなっております、ご質問にありましたとおり事業といたしましては、中断というような現状がございまして、それも保安林解除の手続きに時間を要しているというようなことになっておりまして、今年度もほとんど工事らしい工事が進んでいないという状況でございます。先月室蘭建設管理部との来年度以降の要望も含めていろいろと協議をさせていただいた中では、27年度中に国有林との協議をほぼ終了させたいという意向を示しておりまして、本格的に28年度で再度また桂峠を中心とした整備を行ってまいりたいというような回答も得ているというところでございます。建設管理部としても早急に豊糠までの施工を進めたいということでもありますけれども、やはり重点的な予算配分が非常に厳しいという状況でもあるというようなこともあわせて聞いております。今、通行止めのお話がありましたけれども、この路線は管理上、断続的に100ミリ以上の雨が降ると通行止めというような規制区間になっております。雨が止んでも6時間は閉鎖するというような状況になっております。平成15年の豪雨には、孤立化したという実態もございまして、自衛隊のヘリも出動するというような状況にもなっています。最近はこのような状況はありませんけれども、ご質問にもあったとおりですね、平成28年度中には、貫気別側から道道芽生貫気別線のほうからのアクセスがほぼつながるということで、この辺の孤立化は回避できる状況になるのかなというふうに考えてございます。この路線は平取ダムの建設にともなう水源地域の対策特別措置法に係る計画にも計上されておまして、優先的に整備を行うというような路線の一つにもなっておりますので、議員質問にありました幌尻岳のベースキャンプとしての、今とよぬか山荘も一生懸命やっておりますけれども、そういった利用の促進ですとか、もちろんだム工事によって振内側からの交通量もある程度の増大が見込まれるというようなことも含めてさらに、水特法に基づく事業なんだということも再認識していただきながら、強く要望をしてみたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長

藤澤議員。

9番
藤澤議員

藤澤です。恥ずかしながら、100ミリ以上、6時間というのは今、思い出したところでありまして、やはり、私どもは、常日ごろいろんな地域に目を向けて、過去からの情報も蓄積しながら、お話しをしなきゃならんなど、今恥ずかしい思いで聞いておりました。いろいろ今ご説明があった中でですね、当局も事情は重々わかってるということでございますので、何とか、やっぱり平取ダ

ム完成までではなく、当然、工事車両関係あるいはその他の通行往来もあるわけですから、できるだけ早くというのが、地域の願い、我々の願いでありますので、よろしく願いをいたします。

議長

町長。

町長

それでは私のほうからもご答弁させていただきたいと思いますが、平取ダムの本体着工に町も相当力を入れてきましたけれども、新年度27年度に本体着工に決定したところでございまして、今後ダムの工事については粛々と進められるものというふうに考えておりまして、次はやはり平取ダムに関連する水特法事業でありますこの道道宿志別振内停車場線の道路整備事業に重点を置きたいというふうに考えておりまして、これらについては、日高の総合開発期成会の重点要望事項になっておりますが、そのほかにも、道のほうに行ったときには各部署によりながら個別に要請活動をしてございまして、何とか一定のめどを立てたいというふうに考えてございまして、この事業はダムによる水没等で移転等の不利益をこうむる水源地域に対する水特の事業でございまして、豊糠地区の約束ごとでございまして、また病院、あるいは学校、買い物等については振内におけるといような生活路線でもございまして、今後とも強力に要請してまいりたいと思っておりますので、答弁に代えさせていただきます。

議長

藤澤議員。

9番
藤澤議員

通告の最後になりますが、今の豊糠関係の話にひとつつけ忘れておりましたが、貫気別の中央にかかる橋の件についてもひとつよろしく願いいたします。それでは、最後に振り込め詐欺等の被害の関係でございまして、無理くり19ページの防災消防救急補助体制の中で無理くりこじつけたわけですけれども、実は皆さんもご存じのとおり、毎日のようにですね、新聞テレビで、被害の状況がニュースになっております。単純でありまた高額でありという非常になんとも難しいジレンマと申しますか、目で見ておられるのでないかなと思っておりますけれども、札幌では1千万とか1400万とか、あるいは旭川ほかにおいて800万が350万がと、確か20年だったか21年だと思っておりますけれども、隣の町では、お年寄りが3千万を詐欺をされて、門別警察署が動いたということでございまして。それから、この質問に関して警察に尋ねたところ、恥ずかしくて、それから身内に叱られるから被害届を出してないというのが実は相当あるらしくですね、そうすると北海道内で確か年前は12億かちょっとかなと言っていた被害が今は13億、14億ですから、年々増えてるのが実態であり、隣人、家族、特に家族、子どもには言えないんだという人が多いという、そういうのを聞いたときに、隠れ被害がいくらあるんだろうなと、本当に想像をしてしまうところでもあります。先般もこの私自身もブログとか、フェイスブックで2度、

3度紹介をしてるんですが、怪しい電話のチェッカーというんですか、撃退チェッカーというこれぐらいのアンテナ、10センチぐらいのアンテナがついた小さな機械なんですけども、電話の取り入れ口から、壁から電話機の上に単純に、両側さしてつけると。そして10分ぐらいすると、登録しましたよ、と合図がきます。たったそれだけ。そうすると、今まで頻繁に来てた怪しい電話の場合は、赤い点滅で電話が鳴りません。赤い点滅で怪しい電話きてますよ、怪しい電話きてますよ、と教えてくれます。それから、非通知については2回電話が鳴りまして、切れます。そういうかたちでちょっと怪しいかなというのは、電話の持ち主が確認してから、知ってる電話なら出てくださいよと。まるっきり通常の登録してある電話はもちろん普通どおり、電話ができるというものを私実につけさせていただきました。新聞を見ますと、酒井町長もつけたようであります。新ひだかの酒井町長もつけたようであります。私は、自分ではだまされるタイプではないとかたく思っておりますが、だまされるタイプの人がこれを答えなさいと7項目だったかあって全部チェックしてるんですが、私は、結果を見ますとだまされる100%でございました。そんなことがあるのかなといまだに信じられませんが、そういう誰もが知っていて、多くの人がだまされるこのいわゆるオレオレから始まった詐欺事件ですね。これを、実はこの機械を1年半のリースでお借りしまして、ただでお借りしまして、モニターというかたちでお借りしまして、1年半使えると。1年半後は返すんですかしたら、そのまま置いてもらうと700円だといいますから、いや700円では高過ぎると。せいぜいお年寄りを対象にしたものであれば、200円、300円ならなんとか出せるけれども、ちょっと700円ではいきなり高いということが、まず頭に入ってしまうということはこの1月につけたものですから、ぜひ、機械のことはあまり詳しくなくて言うのも大変恐縮ですけども、光回線とか、あるいはOA機器、隣近所で助け合うものがありましたね、緊急通報システムとか、あらゆるものを想定して、町でそれをリンクしながら、いわゆるさっき言った緊急通報システムのような手法がとれないものかどうか、聞いたところによりますとなかなか藤澤の言うことについては難しいであろうと。それはお金をふんだんに投資すればできないことではないけども、一般質問として、疑問をもって投げかけるのはいいだろうということでもありますから、町側はこの通告に対してどのような考えをお持ちか伺います。

議長

町民課長。

町民課長

それではご質問にありました現金詐欺事件の被害防止策についてお答えいたします。北海道内におきましても、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害は依然として後を絶たない状況でございます。道警の発表による振り込め詐欺の発生状況につきましては、平成27年1月末現在で認知件数ということですが、16件、被害総額が約1億2千万円となっております。特に犯人が息

子や孫を騙るオレオレ詐欺の被害は高齢者の被害が多くを占め、深刻な問題となっております。詐欺事件は不特定多数の人に電話等の通信手段を使って対面をしないで現金を騙しとるものでございます。このような被害防止のために、ただいまの議員のご質問の中にもありましたように、北海道警察が通信事業者と連携して、昨年の10月から迷惑電話チェッカーの無料モニターを募集しておりました。この迷惑電話チェッカーとは、光回線を使用するというわけではなくて、通常の電話回線を使用するものですけれども、現在使用中の電話機と接続することで着信した電話番号の危険度をランプの色と音声で知らせ、電話に出る前に注意を呼びかけてくれる小型機器でございます。ひとたび悪徳業者からの電話に出てしまいますと、巧みな話術にだまされて、被害に巻き込まれてしまう可能性があるため、事前に着信の危険度がわかることで、被害の未然防止が期待できるものでございますが、この無料モニターにつきましては、予定台数に達したことから、本年の2月で申し込みが終了しております。全道で2千台、平取町から2台の申し出があったと聞いておりますので、その1台は議員ではないかと思っております。この迷惑電話チェッカーの専用料金プランにつきましては、税抜き価格で月額667円とナンバーディスプレイの使用料が400円かかりますが、このような機器の使用も特殊詐欺にあわないための一つの方策ではないかと考えております。今後このような機器の活用も含めて、特殊詐欺の被害防止について門別警察署や平取町防犯協会連絡協議会と連携し、町広報誌や駐在所が発行しておりますミニ広報紙等を通じて啓発活動を強化していきたいと考えております。以上でございます。

議長

藤澤議員。

9番
藤澤議員

最後になりますけれども、予算のかかることですから、あるいはシステム上難しい問題かと思っております。私どもも、荷負地区においても、独居老人の食事会とかあるいは老人会の月例会もろもろについて、駐在さんあるいは郵便局長さんをお招きしまして、ごあいさつの中に注意喚起を呼びかけていただく、そういうかたちをとって、とにかく常日ごろ、注意を呼びかけているということを実施しております。今回についても、広報なりあるいは議会広報なりで、当然、のっけていただけたらと思いますので、そういう地道な活動しかいまのところないのかなという考えであります。何とか大事な虎の子をです、悪いやつに持っていかれないような、明るい社会であればいいなとそういうふうに思っておりますので、町におかれましてもいろんなかたちで広報等、周知等をよろしく願いを申し上げます。以上でございます。

議長

町長。

町長

ご答弁申し上げますが、オレオレ詐欺については、年々巧妙化してございまし

て、被害も本当に増加している状況にございまして、町といたしましても、毎年の住民の集い、あるいは老人クラブ、あるいは広報を通じながら、いろんなかたちで被害防止に努めてございますが、実際問題として後を絶たないのが現状でございますが、やはり地域ぐるみでの連携が必要かというふうに存じてございます。そういったことから、今日の貴重なご質問も十分参考にしながら、今後検討させていただきたいと思っておりますので、答弁に代えさせていただきます。

議長

藤澤議員の質問は終了いたします。休憩します。再開は45分といたします。

(休憩 午前10時31分)

(再開 午前10時45分)

議長

再開します。10番平村議員を指名します。10番平村議員。

10番
平村議員

10番平村です。先に通告しております平取町のふるさと納税について質問いたします。ふるさと納税制度は、出身地や応援したい自治体に寄付すると居住地の住民税や所得税が一部控除される制度で、全国的に利用者が増えている状況下でございます。この背景には、寄付のお返しとして自治体を送る特産品などが魅力で、利用者が増えている一面もあると言われております。国は、ふるさと納税がもたらす地域活性化の効果を踏まえ、地方創生活活性化対策の柱の一つに税制上の制度拡大について検討されているようでございます。当町がふるさと納税の取り組みについては、平成20年6月に多様な人々の参画による個性豊かな活力あふれるふるさとづくりに資する目的で、平取ふるさと寄付条例と寄付金を適正に管理するための平取町ふるさと応援基金条例をそれぞれ制定し、今日まで6年余りを経過しております。このふるさと納税の寄付の特典に地元の特産品を多種類用意し、積極的に取り組んでいる事例が新聞等を通して紹介されております。そこで、今日はふるさと寄付金の実績についてと、ふるさと納税の受け皿である平取町ふるさと寄付条例等の改正についてと、寄付者に対する特典制度の見直しについて、この3点についてお伺いしたいと思います。まず1点目の寄付金の実績について伺います。ふるさと寄付条例で寄付者は五つの事業のうちから指定し、寄付をすることができるようになっております。そこで伺いたいことは、決算で確定している平成25年度末現在の実績をもとに伺うことにしたいと思います。積立金の現在高は978万円余りとなっておりますが、寄付者が五つの事業のうちから指定し、寄付された実績についてまずお伺いします。

議長

総務課長。

総務課長

それでは、ふるさと納税についての平村議員のご質問にお答えをいたしたいと

思います。平取町ふるさと寄付条例によりまして、寄付をいただきました金額の平成25年度末の基金残高は978万2233円となっております。このうち、事業の区分別の内訳につきましては、次のとおりであります。一つ目、教育・文化の推進に関する事業437万5千円。これは全体の約45%に当たる金額であります。二番目、保健・医療・介護・福祉の向上に関する事業363万円。これは全体の37%に当たる金額であります。三番目、産業の振興に関する事業32万6千円。四番目、生活環境の向上に関する事業3万円。五番目、町民活動・行政活動の向上に関する事業2万5千円。その他、目的達成のために町長が必要と認める事業、これは特別に指定のない寄付であります。これは134万2501円、全体の14%であります。これに預金利息5万3732円を加えまして、先ほど申し上げました全体の金額となっております。以上です。

議長

平村議員。

10番
平村議員

おおまかな五つの事業ということでなかなか選ぶほうも難しいのではないかと思いますけれども、おおまかにやはり、教育・文化とか保健のほうが多いのだなということがわかりました。五つの事業から寄付者が指定することは、本当に見たら難しい総合振興計画の計画表がのってましたので、とてもなかなかばつと選べないんでないかなってという疑問を生じました。また、先ほど指定寄付の実績の中でも、現状でなかなか自分で選べないのと、あと自治体の取り組みもおおまかなことしかわからないので、なかなか選べないのではないかとということで、そういう先進地の自治体の取り組み等を平取町でも検討したことがあるのかどうかちょっとお聞きしたいのと、あと寄付金の払い込み方法はどのようになっているのか、最近振替用紙で前はやってたように思いますが、先進地の自治体ではクレジット利用とかを始めているそうなのでその辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたします。先進地の事例につきましては、調査をさせていただいてございます。事業、この後の通告いただいたご質問ありますので、そちらのほうで詳しくお答え申し上げたいと思います。振り込みの方法等ではありますが、町といたしまして今後取り組んでいく今後のご質問の通告の3番目のところで詳しく申し上げたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長

平村議員。

10番

その他PR方法は、町のホームページだけなのか、また最近インターネット

平村議員 　　でふるさとチョイスとかそういうホームページも開設していると思いますけど、その辺の当町の取り組みについてと、あと札幌びらとり会とか苫小牧びらとり会とかそういう当町のふるさと納税についてそういう会に対してPRをしたことがあるのか、また、そういう中の会員の方々が寄付をされているのかその辺のちょっとわかればありがたいと思います。

議長 　　　　総務課長。

総務課長 　　PRの方法でございます。今、議員ご指摘いただいたインターネットのホームページ、ふるさとチョイスというホームページがありますが、これは、ふるさと納税をする全国の方々にとって最も多く利用されているインターネットサイトであります。今後は先進地の例を考慮いたしまして、これに平取町も掲載する方向で検討してまいりたいと考えてございます。寄付のPR、びらとり会との関係でございますけれども、札幌びらとり会、苫小牧びらとり会につきましても、このふるさと寄付、ふるさと納税につきましてもPRさせていただいております、過去におきましてもご寄付をいただいているところでございます。以上です。

議長 　　　　平村議員。

10番
平村議員 　　ふるさと納税で実績が幾らかびらとり会と札幌会にもあるそうですけれども、もうちょっと私も参加したことがありますけれども、PR不足ではないかと思えます。それと、当町ではふるさと会員制度ということで、広報紙を定期的に送られている会員がいると思えますがそれらの方のほうにPR関係もなされているかあわせてちょっとお聞きしたいと思えます。

議長 　　　　総務課長。

総務課長 　　ふるさと会員に広報紙等を送らせていただいております。頻繁ではありませんけれども、その方面にもご連絡はさせていただいております。ただしちょっとやらせていただいているわけでありませんでしたので議員ご指摘の通り、今後はもう少しPRをさせていただきたいというふうに考えてございます。以上です。

議長 　　　　平村議員。

10番
平村議員 　　それでは、2点目のほうのふるさと寄付条例等の改正についてであります、ふるさと納税の用途について先進地の事例を調べてみましたら、寄付金の使い道は子育て支援など、1、2点に絞られているような町村が多々ありました。

当町も、先ほども申し上げておりますが五つの事業と町長が特に必要と認めた事業となっておりますが、どちらかという、総花的になっておりせつかくの寄付も使途が多すぎて、指定事業に活かされないのではと考えています。そこでこのふるさと納税の使途でございますが、例えば子ども、子育て支援事業とか高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らせる事業、に特化した条例に改正したらどうかと考えていますが、町長の所見をお伺いしたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

ふるさと寄付金の使途、事業区分につきましてではありますが、今後子ども、子育て事業と高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って安心して暮らせる事業に特化してはどうかというご指摘であります。少子高齢化がさらに進行をいたします、今後の平取町にとりまして、これらのことは大変重要な事業であるというふうに認識をいたしております。一方で、現行の条例にあります他の事業、教育・文化の推進、産業の振興、生活環境の向上、町民活動及び行政活動の向上につきましても、町にとりまして、それぞれ非常に大切な分野でありますので、寄付をくださる方の立場に立って考慮した場合に、町といたしましては、行政が実施をいたしております幅広い多くの事業メニューをお示しした上で、寄付者の意向をお伺いしそれを尊重しながら、その気持ちをまちづくりに役立てるという現状の条例の考え方、これにつきましては、継続をしまいたいというふうに考えております。ふるさと寄付条例の事業区分を改正する考えは持っておりません。平村議員の長年にわたる活動、とりわけ町民の生活に密接に関係する事業に関する深い思いと幅広いご見識に対しましては、深く敬意を表するものでありますので、ご指摘いただいたご意見は十分に参考にさせていただき、今後とも、行政に活かしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようによろしくお願いをいたします。以上です。

議長

平村議員。

10番
平村議員

いろんな分野にそれぞれの寄付者が考えてくださるということも大切なことだとは思いますが、特に私たちこれからの子ども・子育て支援事業が、平成27年度から31年度までの5か年の支援事業計画が立てられているなかで、これらの事業に対する支援と少子化対策に充てたらどうかという考えが私には特に選んでいただけるのではないかなという思いと、また、高齢期になって介護が必要になった場合でも、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの五つの分野のサービスが相互に連携して適切に提供されることにより、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域包括ケアシステムの構築と、その運用が最も大事になってきていますので、それらの支援に寄付を充当した

らどうかという考えでございます。特にこの高齢者対策は、他町の事例ではあまり見たことがありませんけれども、私たちふるさとに親がいて、地方の都市に子どもたちが出て行って、特に平取町はそういう親達が結構2人世帯で、住んでいる人がたくさんいまして、どうしても地元就職口がなくて、地方のほうに出向いているために、高齢者をやはり大事にするという町ということで、そのお子さん方も自分達のふるさとに対して愛着を持ってそういうかたちで寄付のほうに目を向けてくれるのではないかと思いますのでその辺のお考えを伺いたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

ご指摘のご意見につきましては、私ども重要な事項であるというふうに認識をしております。しかしながら、先ほど申し上げました事業別の内訳にありますとおり、教育・文化の推進に関する事業やほかの事業もいただいております。保健福祉、介護に関する事業が全体の37%、その他がそのほかの事業に対するご寄付であるということ考えた場合にですね、今おっしゃったご指摘、少子高齢化のことに特化するということは、現状では具体的には町といたしましては考えていないところであります。以上です。

議長

平村議員。

10番

平村議員

次、3点目では寄付者に対する感謝特典制度の見直しについてお伺いします。最初に当町の特典制度について、確認の意味でお伺いします。当町の特典は町のホームページを見ますと、5千円以上の寄付者に4千円程度、送料も込みで特産品を送ることになっていますが、ここで何点かについて伺います。1万円以上の寄付者にも同じように4千円のものを送っているのか。また、1人の寄付者が、5千円を何回か数回に分けてしたときはそのつど送っているのか。また、特産品を送ることになっていますが、実際に何を送られているのか。贈呈に当たって、要綱的なものを決められて、その中から選ぶというかたちをつくっているのかその辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議長

総務課長。

総務課長

お答え申し上げます。ふるさと寄付の寄付者に対する返礼品につきましては、現在、寄付金額の段階に応じまして、5千円以上1万円未満の場合は、びらとりトマトジュース10本入り、1万円以上5万円未満の場合は和牛カレー8個入りまたはびらとりトマトジュース30本入り、5万円以上50万円未満の場合はトマト和牛加工品ギフトセット1万円相当、50万円以上の場合は和牛すきやき1キロに加えて感謝状を贈呈することとなっております。一人の

方が何度もされるということはこのことについては詳しく調べてございませんでしたが、このふるさと寄付に該当する場合については、このように対応させていただくこととなっております。ご本人に寄付の返礼品のメニューを提示申し上げてお選びいただいているかという質問に関しましては、現在におきましてはそういうやり方はとっておりません。町の内規によりまして、今申し上げましたような返礼品の送付を行っているものであります。以上です。

議長

平村議員。

10番
平村議員

他町のホームページと比較すると、うちのほうのは全体的にホームページでも、希薄に見えるんですけども、五つの事業の中で基本的な計画をただのせているので、ちょっとわかりづらい部分があるのと、あと特典の品物についても今お聞きしたように、いろいろと分かれているようですけれども、その辺をきちんと金額と中身を書いてPRしているのかどうかその辺お聞きしたいのと、5千円っていうのはもう今の時期はちょっと少なすぎて送ってしまったら本当にいただける寄付が少なくなってしまうので、最低1万円程度にしたらどうかという考えもあるんですけども、その辺はどうお考えなんでしょうか。

議長

総務課長。

総務課長

お答えをいたしたいと思います。町の現在行っておりますホームページでの掲載につきましては、議員ご指摘のとおり、詳しい内容を写真等で付けたり、そういうかたちで先ほどのホームページふるさとチョイスの話もありましたが、そのような詳しい内容にはなってございません。次に5千円以上1万円未満の部分についてのお話しであります。議員ご指摘の通り今検討させていただいているのは、やはり1万円以上につきまして返礼品を差し上げる、ほかの町もだいたいそのようなかたちになっておりまして、小口の場合ですとやはり具体的に送料もけっこう遠くの場合は負担になるということもありますので現状においては1万円以上を対象に検討させていただいているところであります。以上です。

議長

平村議員。

10番
平村議員

本当に5千円では送料も今は全国高くなっていますし、考えたほうがいかなと思います。また感謝特典制度の見直しなんですけれども、先進地の自治体では特に億単位の寄付金を集めている宮崎県の三股町では、宮崎牛1頭分とか、いろいろ寄付額に対していろんな特典を設けています。また、北海道内でも皆さんも承知と思いますが、上士幌町の取り組みでは、特産品は2万以上寄付者に対して1万円相当の十勝和牛肉など半額ぐらいの特典を用意され、また26

年度では9億1098万円という高額な寄付金を集めている先進地でもありません。また、先月東京で大感謝祭という寄付者に対して1千人を招待して、特産品の試食会を行ったりして、全国的に名を売っているそうです。また日高管内のえりも町でも、これまでの制度を見直しして昨年12月から1万円以上の寄付者に対して、寄付者の希望をとりながら3点を送って、まず、高級秋鮭それから短角牛、その他うにとかその他いろんなのをメニューに入れながら、総額2億円余りを集めているそうです。こうしたふるさと納税の取り組みは、町の特産物のPRにより産業の活性化をはじめ、交流人口の増加と観光振興にも連動するなど、多面性を持った事業であると考えておりまして、現在の特典制度では実績から見ても魅力はないのではと思いますので、思い切った特典制度を再構築したらどうかと考えていますので、町長の所見をお伺いしたいと思いません。

議長

町長。

町長

それでは私のほうからお答え申し上げますが、すでにご意見のやりとりをしながらこの制度については生まれ故郷やかつて住んでいた、または訪れたことがある地などを応援したいと思う自治体に寄付することで、町を元気づけ応援できる制度でございますが、最近は税金を納める免除や特産品を目的にする人も目立ってきてございますが、やはり趣旨からいって寄付している人の純粋な気持ちを大切にしながら取り組んでまいりたいというふうに考えてございまして、すでに町としても20年6月に条例も制定しながら、ホームページ等にも掲載して、応援してくれる方々も徐々に増えてきてございます。新年度から新たな取り組みというようなことで、平取町には、トマトだとか和牛、あるいは伝統工芸品等々の特産品もございまして、選べる特典、特産品をもとにし創意工夫をしっかりとしながら、取り組んでまいりたいと思っておりますし、今後やはりインターネット等を媒介にしながら、他町と違ったかたちでの思い切ったかたちでのふるさと納税についての取り組みができればいいというふうに考えてございます。また条例改正してはどうかというご意見もございましたけれども、先ほど総務課長が答弁の通り、条例で定めている幅広い事業メニューを継続しながら、寄付される方々の意向を尊重しながら、まちづくりに役立てたいというふうに考えておりまして、これらの条例をベースにしながら、どう特化したかたちで理解され、PRできるか早急に検討してまいりたいというふうに思いますので、答弁に代えさせていただきます。

議長

平村議員。

10番
平村議員

ぜひ、平取町には和牛、それからトマトジュース、それから健康豚、またアイヌの伝統の工芸品もございまして、ぜひそういうものをメニューの中にPR

しながらぜひやっていただきたいと思います。これで終わります。

議長

答弁はよろしいですね。平村議員の質問は終了します。以上で通告のありました議員からの質問はすべて終了いたしましたので、日程第2、一般質問を終了します。

日程第3、報告第3号陳情審査の結果報告についてを議題とします。陳情第1号農協関係法制度の見直しに関する陳情について、産業厚生常任委員会委員長からの審査報告はお手元の議案のとおりであります。これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第3、報告第3号陳情審査の結果報告については報告どおり採択と決定しました。

日程第4、報告第4号陳情審査の結果報告についてを議題とします。陳情第2号T P P交渉等国際貿易交渉に係る陳情について、産業厚生常任委員会委員長からの審査報告は、お手元の議案のとおりであります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第4、報告第4号陳情審査の結果報告については報告どおり採択と決定しました。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれで散会といたします。ご苦労さんでございました。なお、明日10日は午前9時30分から予算審査特別委員会を開催いたしますので、よろしく願いをいたします。

(散 会 午前11時15分)